

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が、<u>印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該印鑑登録者が自ら印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項</u>に規定する申請があったときは、当該申請内容及び印鑑登録証と印鑑票とを照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。</p> <p>3 <u>第3条ただし書の規定は、第1項の印鑑登録証明書の交付を申請する場合に準用する。</u></p> <p>第14条～第15条 省略 (印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 市長は、<u>第13条第2項又は第14条第2項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が<u>印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合においては、印鑑登録証の提出により本人又は本人の授権による代理人とみなす。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>に規定する申請があったときは、当該申請内容及び印鑑登録証と印鑑票とを照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。</p> <p>第14条～第15条 省略 (印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 市長は、<u>第13条第3項又は第14条第2項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>